

西成区選挙管理委員会会議録要旨

日時 令和8年1月26日（月）
時間 午後1時30分～午後2時30分
場所 7階区長応接室

【出席者】

下浦委員長・浅井委員長職務代理・門内委員・黒藪委員
稲嶺参与・得能事務局長・木内主幹・中島選挙係長・柏木選挙係員

【案件】

- 1 第51回衆議院議員総選挙における選挙時登録者数について
◇ 事務局より「選挙時登録者数」を報告 ※承認を受ける
- 2 第51回衆議院議員総選挙、第27回最高裁判所裁判官国民審査、大阪府知事選挙及び大阪市長選挙における諸告示について
◇ 今回選挙における区で行う諸告示について説明
※承認を受ける
- 3 選挙人名簿の抹消を事前に委員会で議決を行う件について
◇ 公職選挙法第28条の規定にかかわらず、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の告示日から選挙期日までに同条第2号に該当する選挙人のうち、「転出先の市町村の選挙人名簿に既に登録されている者」及び「選挙時登録において登録予定の者」は、その選挙人が他の市町村へ転出してから4箇月を経過するに至ったときに選挙人名簿から抹消する。
※承認を受ける

選挙人名簿の抹消権限の一部を委員長に委任する件について

- ◇ 公職選挙法第28条の規定にかかわらず、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の告示日から選挙期日までに同条第2号に該当する選挙人のうち、「転出先の市町村の選挙人名簿に既に登録されている者及び選挙時登録において登録予定の者」の確認が取れていない者については、各抹消期日に選挙人名簿から抹消する権限を当委員会は委員長に委任する。

なお、公示日以降に同条第1号に該当する選挙人がいた場合及び公示日以降に届出された住民異動届において同条第2号に該当する選挙人がいた場合も同様とする。

※承認を受ける

次回委員会

令和8年1月27日（火） 午後5時30分から開催予定